

TAX NEWS LETTER

～トピックス～

1. 令和5年の年末調整変更点について
2. 住宅ローン控除について
3. 2023年10月、11月の税務

1. 令和5年の年末調整変更点について

●令和5年の年末調整からの変更点

非居住扶養親族の適用要件の見直し

・令和5年1月より扶養控除の対象となる非居住者である扶養親族は以下の通りとなっております。

1. 年齢16歳以上30歳未満の人
2. 年齢70歳以上の人
3. 年齢30歳以上70歳未満の人のうち、下記(1)～(3)のいずれかに該当する人
 - (1) 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人
 - (2) 障害者
 - (3) 扶養控除の適用を受けようとする所得者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人

※扶養控除に係る確認書類を扶養控除等申告書の提出時、年末調整時に提出する必要があります。

引用：国税庁 HP より <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2023/pdf/02.pdf>

「住民税に関する事項」に退職手当等を有する配偶者・扶養親族欄の追加

・令和5年から「扶養控除等（異動）申告書」の様式が変更され、「住民税に関する事項」に「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」欄が追加されました。

※記載が必要となる場合は以下の通りです。

- ・退職手当等（源泉徴収されるものに限る）の支払いを受ける生計を一にする配偶者又は扶養親族で、令和5年中の合計所得金額（退職所得は除く）の見積額が133万円以下であるもの

2. 住宅ローン控除について

住宅ローン控除の借入限度・控除率・控除期間の変更点について、令和5年までと令和7年までの変更点を確認していきましょう。

区 分	居住年			
	2022(令和4)年	2023(令和5)年	2024(令和6)年	2025(令和7)年
認定長期優良住宅 (長期優良住宅)	5,000万円 【13年間】		4,500万円 【13年間】	
低炭素建築物 (認定低炭素住宅)				
低炭素建築物とみなされる特定建築物 (認定低炭素住宅)				
特定エネルギー消費性能向上住宅 (ZEH水準省エネ住宅)	4,500万円 【13年間】		3,500万円 【13年間】	
エネルギー消費性能向上住宅 (省エネ基準適合住宅)	4,000万円 【13年間】		3,000万円 【13年間】	
一般の新築住宅 (その他の住宅)	3,000万円 【13年間】		0万円(2,000万円) 【10年間】(注)	
控除率	全期間 一律 0.7%			
所得要件	合計所得金額 2,000万円以下 (特例居住用家屋・特例認定住宅等 ⇒ 1,000万円以下)			
床面積要件	50㎡以上 (特例居住用家屋・特例認定住宅等 ⇒ 40㎡以上50㎡未満)			

※一般の新築住宅のうち、令和5年12月31日までに建築確認を受けたものまたは令和6年6月30日までに建築されたものは10年間の控除（借入限度額2,000万円）

※特例居住用家屋に該当する場合は、令和5年12月31日までに建築確認を受けたものが対象

引用：国税庁 HP より <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1211-1.htm>

3. 2023年10月、11月の税務

10月から11月末までが納付期限となる各税目は下記の通りとなります。（一部抜粋）

【10月31日が納付期限のもの】

- ・8月決算法人＜法人税・消費税・法人事業税・法人住民税＞
- ・2月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・法人事業税・法人住民税＞

【11月30日が納付期限のもの】

- ・9月決算法人＜法人税・消費税・法人事業税・法人住民税＞
- ・3月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・法人事業税・法人住民税＞
- ・個人事業主 予定納税第2期＜申告所得税及び復興特別所得税＞
- ・個人事業主 第2期＜個人事業税＞

※消費税の年税額（国税）が400万円超、4,800万円超に該当する法人・個人事業主の皆様は各担当者にご確認いただきますようお願い申し上げます。

株式会社 影山タックスパートナーズ

税理士 影山正雄事務所

TEL:022-301-6317 FAX:022-301-6318 E-Mail:tax.letter@k-taxpartners.co.jp

事務所 HP: <https://k-taxpartners.co.jp>

〒981-0913

宮城県仙台市青葉区昭和町 3-42 ライオンズプラザ北仙台 406 号